

広島県告示第三十三号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）第二十三条第一項の規定によつて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の種別割（条例第一百十九条第五項又は第一百十九条の二の規定により徴収する場合を含む。）及び狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和六年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定地域	富山県、石川県
------	---------